



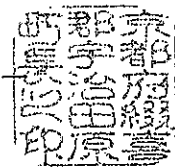
宇治田原町告示第 30 号

下記書類を送達すべきところ、その方の住所等が不明であるため送達できないので、
地方税法第20条の2第1項の規定により、下記のとおり公示送達します。
なお当該書類は、送達を受けるべき方の申出により交付します。

令和8年10月19日

宇治田原町長

勝 谷 聡



記

1. 送達する書類

令和8年度 町府民税(普通徴収) 第2期 督促状

2. 送達を受ける者

通知書番号	納税義務者名	備考
200255	MA RONGJUN	

※地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに
書類の送達があったものとみなす。